

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成28年12月1日(2016.12.1)

【公開番号】特開2016-8397(P2016-8397A)

【公開日】平成28年1月18日(2016.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2016-004

【出願番号】特願2014-128237(P2014-128237)

【国際特許分類】

E 05 F 11/48 (2006.01)

B 60 J 1/17 (2006.01)

E 05 F 15/665 (2015.01)

【F I】

E 05 F 11/48 C

B 60 J 1/17 A

B 60 J 1/17 C

E 05 F 15/16

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月12日(2016.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

窓ガラスを昇降する昇降装置であって、

支持板と、この支持板に対して移動可能に設けられて窓ガラスを昇降させるキャリアと、キャリアを移動させるための駆動機構とを備え、

前記駆動機構は、前記キャリアに接続されたケーブルと、前記ケーブルを引っ張るドラムと、前記ケーブルを案内するプーリと、前記プーリを前記支持板に取り付けるためのプラケットとを備え、

前記支持板には、前記プーリが位置するプーリ配置部と、前記プーリ配置部の両側に配置される第1及び第2固定部とが設けられ、前記第1固定部は前記ケーブルよりも外側に配置され、前記第2固定部は前記ケーブルよりも内側に配置され、

前記プラケットは、前記プーリが配置される本体部と、前記第1固定部に取り付けられる第1取付部と、前記第2固定部に取り付けられる第2取付部とを有し、

前記第1取付部は、前記本体部から延長する第1腕部と、前記第1腕部から延長して前記第1固定部の外面に接触する第1延長部とを有し、

前記第2取付部は、前記本体部から延長して前記第2固定部の内面に接触する第2腕部と、前記第2腕部から延長する第2延長部とを有し、

前記支持板は、前記第2固定部の外側に、前記第2取付部の前記第2延長部が当接される壁部を有し、

前記第2固定部と前記壁部との間には、空間が設けられている

昇降装置。

【請求項2】

前記第1固定部の前記外面には第1係合部が設けられ、

前記第1取付部の前記第1延長部には、前記第1係合部に係合する第1引掛部が設けられている

請求項 1 に記載の昇降装置。

【請求項 3】

前記壁部には第 2 係合部が設けられ、

前記第 2 取付部の前記第 2 延長部には、前記第 2 係合部に係合する第 2 引掛部が設けられている

請求項 1 または 2 に記載の昇降装置。

【請求項 4】

前記支持板には、前記第 1 取付部が嵌る第 1 嵌合部及び前記第 2 取付部が嵌る第 2 嵌合部の少なくとも一方が設けられ、

前記第 1 固定部は、前記第 1 嵌合部の一部分として構成され、

前記第 2 固定部は、前記第 2 嵌合部の一部分として構成される

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の昇降装置。

【請求項 5】

前記第 1 取付部には、その延長方向に沿ってリブが設けられ、

前記第 2 取付部には、その延長方向に沿ってリブが設けられている

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の昇降装置。

【請求項 6】

前記ブラケットは、前記第 1 取付部と前記第 2 取付部の並び方向に沿う軸線に対して線対称構造を有する

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の昇降装置。

【請求項 7】

前記ブラケットは回転対称性を有する

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の昇降装置。

【請求項 8】

前記支持板における前記ブーリの回転軸よりも下方に前記キャリアを停止するためのストッパーが設けられている

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の昇降装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上記課題を解決する昇降装置は、窓ガラスを昇降する昇降装置であつて、支持板と、この支持板に対して移動可能に設けられて窓ガラスを昇降させるキャリアと、キャリアを移動させるための駆動機構とを備え、前記駆動機構は、前記キャリアに接続されたケーブルと、前記ケーブルを引っ張るドラムと、前記ケーブルを案内するブーリと、前記ブーリを前記支持板に取り付けるためのブラケットとを備え、前記支持板には、前記ブーリが位置するブーリ配置部と、前記ブーリ配置部の両側に配置される第 1 及び第 2 固定部とが設けられ、前記第 1 固定部は前記ケーブルよりも外側に配置され、前記第 2 固定部は前記ケーブルよりも内側に配置され、前記ブラケットは、前記ブーリが配置される本体部と、前記第 1 固定部に取り付けられる第 1 取付部と、前記第 2 固定部に取り付けられる第 2 取付部とを有し、前記第 1 取付部は、前記本体部から延長する第 1 腕部と、前記第 1 腕部から延長して前記第 1 固定部の外面に接触する第 1 延長部とを有し、前記第 2 取付部は、前記本体部から延長して前記第 2 固定部の内面に接触する第 2 腕部と、前記第 2 腕部から延長する第 2 延長部とを有し、前記支持板は、前記第 2 固定部の外側に、前記第 2 取付部の前記第 2 延長部が当接される壁部を有し、前記第 2 固定部と前記壁部との間には、空間が設けられている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 0

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

上記に記載の昇降装置では、前記第2取付部は、前記第2腕部と、前記第2腕部から延長する第2延長部とを有する。前記支持板は、前記第2固定部の外側に、前記第2取付部の前記第2延長部が当接される壁部を有し、前記第2固定部と前記壁部との間には、空間が設けられている。すなわち、前記支持板における前記第2固定部の外側には、空間を介して、前記第2取付部の前記第2延長部が当接する壁部が設けられている。